

# NORMA

ノーマ No.302

社協情報

2016

12

DECEMBER

SPECIAL REPORT

平成  
27  
年度

特集

P.2

「社会福祉協議会活動実態調査」報告（概要）



P.6 ●社協の理事、監事、評議員のための基礎知識〔第6回〕  
社会福祉法人の財務運営の特徴

P.8 ●社協活動最前線  
鈴鹿市社会福祉協議会（三重県）  
多文化共生をめざし外国籍住民とともに取り組む市民活動

P.10 ●災害に備える地域づくり〔第10回〕  
市川市社会福祉協議会（千葉県）②  
災害時初動マニュアルの作成と活用

P.12 ●明日への一歩～ノーマインタビュー～  
日本生活協同組合連合会 組織推進本部 福祉事業推進部 部長 山際 淳氏  
人のネットワークを地域づくりに活かす

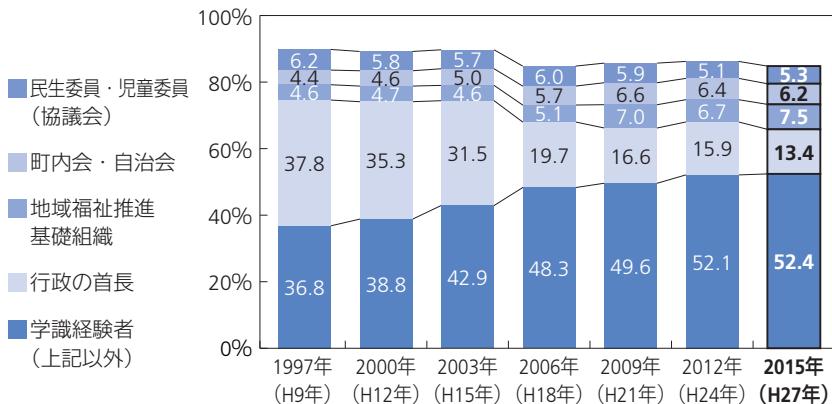
# 「社会福祉協議会活動実態調査」報告（概要）

「社会福祉協議会活動実態調査」は、3年ごとに全市区町村社協を対象として実施している調査であり、市区町村社協の基本的な組織状況、活動や事業、職員数について、市区町村社協の活動実態を明らかにすることを目的としている。制度だけでは対応できないさまざまな地域課題への対応が必要になる現在、地域福祉の推進を目的とする組織として、社協には組織体制の強化や取り組みの充実・拡充が求められる。

本特集は、昨年度実施した本調査結果から、組織体制や実施事業の状況を中心にものを報告し、今後の社協活動の展開の参考とするものである。

VIII	その他サービスの取り組み状況
VII	小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）
VI	制度サービスの取り組み状況
V	団体組織支援・連携の実施状況
IV	相談事業・利用支援
III	組織・事業の状況
II	ボランティア・市民活動
I	災害対応

図表1 会長の出身母体の割合（その他を除く上位5団体）（経年比較）



図表2 事務局長の前職（所属）の割合

	社協数	%
行政(OB)	636	43.7
社協職員	566	38.8
事務局長は行政職と兼務である	127	8.7
その他	121	8.3
無回答	7	0.5
全 体	1,457	100.0

## 組織体制について

### 役員構成（出身母体）

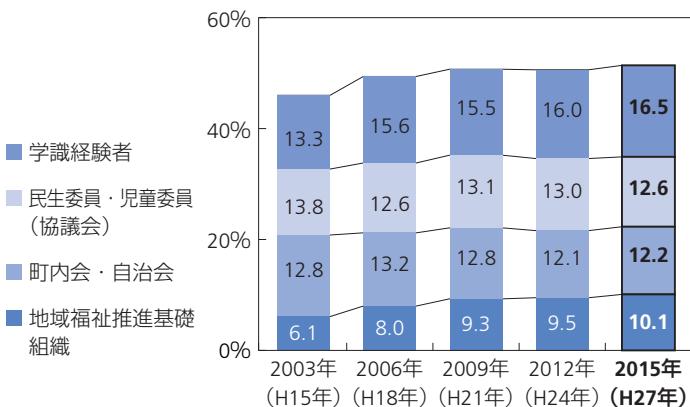
会長の出身母体は、「学識経験者」が52.4%で過半数を占めている。次いで「行政の首長」13.4%、「地域福祉推進基礎組織」7.5%、「町内会・自治会」6.2%などとなってい（図表1）。

事務局長の前職（所属）は、「行政OB」が最も多く43.7%，次いで「社協職員」が38.8%である（図表2）。

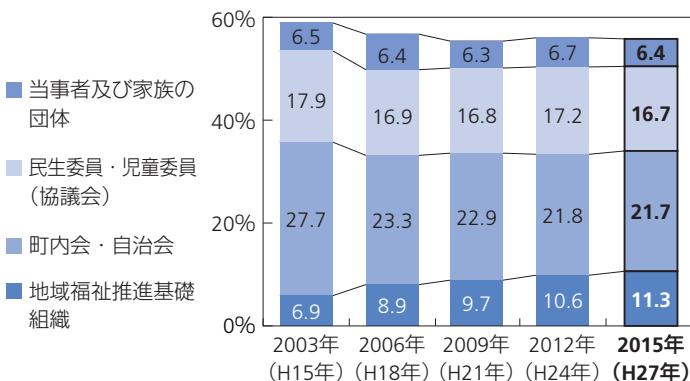
### 理事の出身母体

理事の出身母体の割合をみると、「町内会・自治会」（21.7%）が最も高い割合となつており、次に「民生委員・児童委員（協議会）」（16.7%）、「地域福祉推進基礎組織」（11.3%）となる（図表4）。

図表3 理事の出身母体の割合（その他を除く上位4団体）（経年比較）



図表4 評議委員の出身母体の割合（その他を除く上位4団体）（経年比較）



図表5 介護保険関係事業の実施状況（上位3事業と新たなサービス類型事業等）

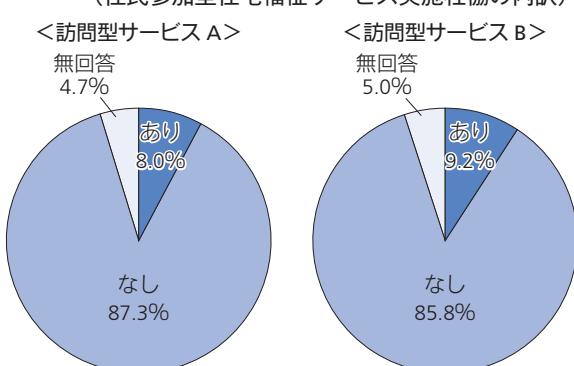
事業名	実施か所数 (%)
訪問介護	1,017か所 (69.9%)
居宅介護支援	1,008か所 (69.2%)
通所介護	702か所 (48.2%)
小規模多機能型居宅介護	64か所 (4.4%)
夜間対応型訪問介護	29か所 (2.0%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22か所 (1.5%)

N=1,457 社協

### 【地域包括支援センター】

地域包括支援センターを受託している

図表6 総合事業によるサービス実施の有無（住民参加型在宅福祉サービス実施社協の内訳）



の首長」が減少傾向にある一方で、「学識経験者」が増加傾向にあるとともに、その割合が最も高い特徴がある（図表1）。また、理事、評議員の状況を経年でみると、「地域福祉推進基礎組織」の割合がやや増加傾向にあることがわかる。本調査では、「地域福祉推進基礎組織」の有無の設問もあり、その回答では、約半数（50・9%）が「あり」との回答となっている。今後、住民主体の活動をより推進するにあたり、全国で「地域福祉推進基礎組織」の組織化をさらにすすめる必要がある。

（図表1）。

介護保険制度による介護給付サービスの実施状況は、「訪問介護」が1,017か所（69・9%）、「居宅介護支援」が1,008か所（69・2%）、「通所介護」が702か所（48・2%）であり、これらの事業が実施か所数の多い上位3事業となる。こうした事業の実施率が高い一方、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、新たなサービス類型につ

いては参入があまりすすんでいない（図表5）。ただそうであっても、今後の介護保険サービスの方向が、中重度者を対象としたサービスに重点化される中には、こうしたサービスへの転換をすすめていく必要がある。

### 【社協が運営している住民参加型在宅福祉サービス】

【社協が運営している住民参加型在宅福祉サービス】

住民参加型在宅福祉サービスについて「実施あり」と回答した社協は402か所（27・6%）である。

住民参加型在宅福祉サービスがある社協において、介護保険制度の総合事業における生活支援・介護予防サービスとしての位置づけをみると、「訪問型サービスA」は32か所（8・0%）、「訪問型サービスB」は37か所（9・2%）である（図表6）。

平成27年4月の介護保険制度改革により新しい総合事業への移行がスタートした。専門職中心に行われていたこれまでのサービス提供体制に対し、住民の参画をより重視した仕組みへと変わってきた。社協は、従来から住民参加型在宅福祉サービスや食事サービス、移動サービス、ふれあい・いきいきサロンなど住民主体の助け合いや生活支援サービスを開発し実施しており、そのノウハウを含めた実績を有している。今後、ますます期待され

る回答のあつた社協は388か所（26・6%）である。前回調査（2012年度調査）の実施割合25・2%と比べてやや増加している。

## ■制度サービスの実施状況

### 高齢者を対象とした事業・介護保険関係事業の実施状況

ると回答のあつた社協は388か所（26・6%）である。前回調査（2012年度調査）の実施割合25・2%と比べてやや増加している。

る社会的役割を踏まえつつ、各社協における経営戦略を描き、そのなかでの介護サービス事業の位置づけを明確にしておくことが必要になると考えられ

## 障害者（児）を対象とした事業の実施状況

## 【自立支援給付における介護給付サービス】

障害者総合支援法による自立支援給付サービスのうち、実施しているとの回答が多かった上位事業は、「居宅介護（ホームヘルプ）」が963か所（66.1%）、「重度訪問介護」が774か所（53.1%）、「同行援護」が504か所（34.5%）である（図表7）。

## 【自立支援給付における訓練等給付

自立支援給付における訓練等給付サービスのうち、実施しているとの回答が多かった上位事業は、「就労継続支援B型」が221か所（15・2%）、「生活自立支援（精神・知的障害者）」が75か所（5・2%）、「機能自立訓練」

【障害者総合支援法による地域生活支

障害者総合支援法による地域生活支援事業のうち、実施しているとの回答の多かった上位事業は、「移動支援事業」が586か所(40.2%)、「相談

図表7 自立支援給付における介護給付サービスの実施状況  
(上位3事業の前回調査比較)

事業名	2015年調査 実施か所数（%）	前回調査（2012年） 実施か所数（%）
居宅介護（ホームヘルプ）	963か所（66.1%）	894か所（67.5%）
重度訪問介護	774か所（53.1%）	736か所（55.6%）
同行援護	504か所（34.5%）	452か所（34.1%）

図表8 自立支援給付における訓練等給付サービスの実施状況  
(上位3事業の前回調査比較)

（上位 3 事業の前回調査比較）		
事業名	2015 年調査 実施か所数（%）	前回調査（2012 年） 実施か所数（%）
就労継続支援 B 型	221 カ所（15.2 %）	163 カ所（12.3 %）
生活自立支援（精神・知的障害者）	75 カ所（5.2 %）	50 カ所（3.8 %）
機能自立訓練	69 カ所（4.7 %）	58 カ所（4.4 %）

**図表9** 障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施状況  
(上位4事業の前回調査比較)

(上位 4 事業の前回調査比較)		
事業名	2015 年調査 実施か所数 (%)	前回調査 (2012 年) 実施か所数 (%)
移動支援事業	586 か所 (40.2 %)	501 か所 (37.8 %)
相談支援事業	397 か所 (27.2 %)	229 か所 (17.3 %)
コミュニケーション支援事業	153 か所 (10.5 %)	156 か所 (11.8 %)
日中一時支援事業	152 か所 (10.4 %)	116 か所 (8.8 %)

図表 10 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況  
(「住み・事業」の全国調査比較)

(上位 4 事業の前回調査比較)		
事業名	平成 28 年度調査 実施か所数 (%)	前回調査 (平成 25 年) 実施か所数 (%)
要保護児童対策協議会への参画	261 か所 (17.9%)	186 か所 (14.0%)
ファミリーサポート事業の運営	229 か所 (15.7%)	197 か所 (14.9%)
学童保育（放課後児童健全育成事業）の運営支援	205 か所 (14.1%)	191 か所 (14.4%)
児童館・児童センターの運営	155 か所 (10.6%)	137 か所 (10.3%)

## 相談事業・利用支援サービス の実施状況

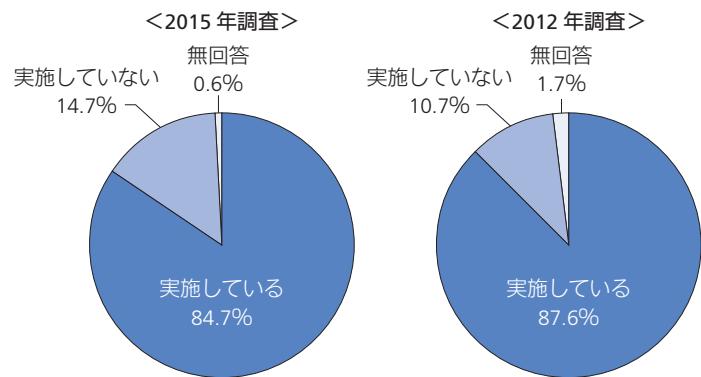
が10・6%などである(図表10)。前回調査(2012年調査)と比較すると、特に「要保護児童対策協議会への参画」の実施割合が増加傾向にあり、「ファミリーサポート事業の運営」の実施割合もやや増えている。

## ■相談事業・ の実施状況

対象を限定しないあらゆる相談に対応する総合相談事業の実施状況について

社協は84・7%である。

図表 11 対象を限定しないあらゆる相談に対応する総合事業の実施状況の割合（前回調査比較）

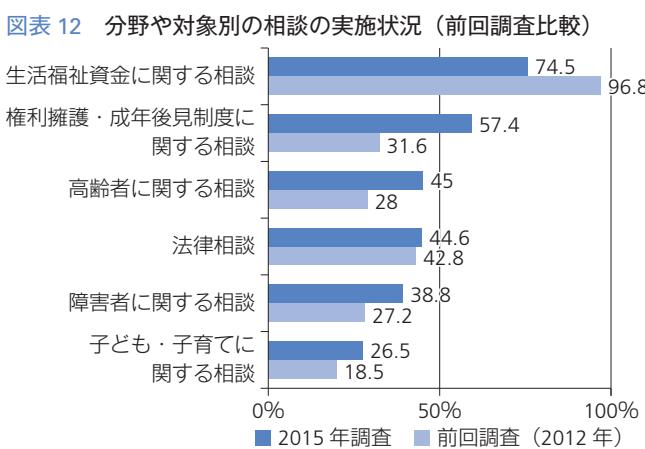


「実施している」と回答のあつた社協の実施頻度は、「毎日」が最も多く43・6%、次いで「週に1日」が13・9%などである。相談件数の年間総数は46万6264件であり、1社協における年間平均件数は385・3件である。前回調査（2012年調査）と比較すると、「実施している」と回答した社協の割合は前回調査と比べて2・9ポイントではあるが減少している（図表11）。この理由としては、生活困窮者自立支援制度の施行（平成27年4月）等、相談支援機能に係る制度の整備がす

んできたことにより、相談内容を適切な窓口へつなげられるようになりつことがあることが要因として考えられる。

#### 分野や対象者別の相談の実施の有無

分野や対象者別の相談の実施の状況は、「生活福祉資金に関する相談」が最も多く74・5%、次いで「権利擁護・成年後見制度に関する相談」が57・4%、「高齢者（家族も含む）に関する相談」45・0%などである。前回調査（2012年調査）と比較すると、「生活福祉資金に関する相談」の実施割合が減る一方、「権利擁護・成年後見制度に関する相談」の実施率が高くなっている（図表12）。



図表 13 ふれあい・いきいきサロンのか所数

	サロン合計数	全体のサロン数に対する割合	平均
高齢者	55,721	82.1%	42.3 か所
身体障害者	268	0.4%	0.2 か所
知的障害者	170	0.3%	0.1 か所
精神障害者	175	0.3%	0.1 か所
ひきこもり	51	0.1%	0.0 か所
子育て家庭	4,134	6.1%	3.1 か所
複合型	5,479	8.1%	4.2 か所
その他	1,905	2.8%	1.4 か所
全 体	67,903	100.0%	51.6 か所

※ふれあい・いきいきサロンを実施・支援していると回答した社協は1,316社協（回答数の90.3%）

#### 小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）の実施状況

##### 【ふれあい・いきいきサロン】

社協で把握（実施、支援等）しているふれあい・いきいきサロンのか所数は、6万7903か所であり、前回調査（2012年調査）と比較すると、8904か所増加している。

ふれあい・いきいきサロンの主な対象としては、「高齢者」が最も多く82・1%、次いで「複合型」が8・1%、「子育て家庭」が6・1%などとなっており（図表13）。

#### 高齢者・障害者（児）を対象とした事業の実施状況（事業別）

高齢者・障害者（児）を対象とした事業の実施状況を事業別みると、「食事サービス」が最も多く58・9%、次いで「移動サービス」44・1%、「障害者（児）のためのレクリエーション・キャンプ・スポーツ活動」が25・4%、「高齢者・障害者をねらった悪質商法防止のための活動」が21・3%、「敬老金品給付」が18・3%、「電話による声かけ活動」が17・0%などである。

#### 外国籍の住民、生活困窮者・ホームレス、ひきこもり者に対する事業

外国籍の住民に対する支援事業を実施している社協は2・0%である。「他事業で外国籍の住民にも対応している」という社協は2・7%である。

生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業（制度外）について、「法外援助資金貸付・給付」を実施している社協が最も多く44・1%、次いで「日用生活品や食品等の物品支援」が4・0%、「社会参加・就労体験」が12・0%、「居場所づくり（交流会の開催等）」7・3%などである。本調査調査結果の詳細については、本会ホームページ「社協の杜」に掲載する予定となっている。

#### ■その他サービスの取り組み状況

# 社協の理事、監事、評議員のための基礎知識

## 第6回

### 社会福祉法人の財務運営の特徴

公認会計士 渡部博事務所  
所長 渡部 博氏

法の改正内容をまとめると、①会計処理の基準と会計帳簿の作成に関する規定は厚生労働省令で定めるとされたこと、②従来はモデル経理規程で10年定められていた会計帳簿の保存期間が法で明文化されたことです。法第44条の改正の施行日は平成28年4月1日とされ、すでに施行されています。これを受けて、社会福祉法人会計基準が平成28年3月31日に厚生労働省令第79号として公付されています。

(1) 定時評議員会の開催時期を事業年度終了3か月以内とすること

(2) 決算承認機関を理事会から定時評議員会とすること<sup>\*1</sup>

**Q3** 社会福祉法の改正、社会福祉法人会計基準の省令化にともない、法人の経理規程の改定が必要でしょうか？

このたびの社会福祉法人制度改革改革では財務に関する改正も行われました。理事・監事、評議員としても法人の財務の状況等を把握する必要があります。そこで、今号からは公認会計士の渡部博さんに社会福祉法人における財務管理について解説いたします。

**Q1**

会計処理の基準に関してはどのような改定が行われましたか？

4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

**A1**

社会福祉法（以下、法）第44条では次のように定められています。

(会計) 第44条  
社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行なわなければならない。

3 2 (略)

社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

今号では法改正の内容を中心に解説します。

**Q2** 会計帳簿の作成に関してはどうか？

A2 計算書類（法第45条の27第3項）、会計帳簿（社会福祉法人会計基準第3条第2項）とともに書面または電磁的記録での作成が可能とされました。電磁的記録とは「電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録のこと」とされ、いわゆるコンピュータで処理可能なデジタルデータです。書類での提出にかわり、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法での提出も可能となります（法第34条の2第2項第4号ほか）。

(1) 財務諸表から計算書類へ呼称を変えること

Q & Aでふれます。

また、社会福祉法人会計基準の省令化にともない改定が必要な項目として、次の2点があげられます。

**A3**

社会福祉法（以下、法）第44条では次のように定められています。

5・6 (略)

社会福祉法人会計基準第1条において、「計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう）」と定めたことにともない、従来の財務諸表という呼称を変えなければなりません。

(2)附属明細書の並びを変えること

社会福祉法人会計基準第30条において、第1号から第19号までの附属明細書が定められましたが、従来は複数の通知で定められていた附属明細書の並び、呼称番号が変更されたことにともなう改定です。

Q4 社会福祉法において計算書類の機関決定はどのように改正されていますか？

A4 計算書類の機関決定に関する改正は次のように定められており、法の施行日は平成29年4月1日とされていることから、平成28年度決算（平成29年3月31日終了会計年度）から適用されます。

以上の機関決定の流れを図示化するところ通りです。

1. 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない（法第45条の27第2項）。

2. 計算書類及びその附属明細書につき、監事及び会計監査人<sup>\*2</sup>の監査を受けなければならない（法第45条の28第2項）。

3. 事業報告及びその附属明細書につき、監事の監査を受けなければならぬ（法第45条の28第1項）。

4. 監査を受けた2と3の書類は理事会の承認を受けなければならない（法第45条の28第3項）。

5. 理事は、監査を受けた2と3の書類、監査報告を評議員会に提供しなければならない（法第45条の29）。

6. 社会福祉法人は、監査を受けた2と3の書類、監査報告を定期評議員会の日の二週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならぬ（法第45条の32）。

7. 理事会の承認を受けた2と3の書類は定期評議員会の承認を受け（法第45条の30第2項）又は定期評議員会に報告<sup>\*3</sup>をしなければならない（法第45条の31）。

計算書類、事業報告の監査・機関決定スケジュール  
平成29年4月1日



注：会計監査人を設置していない法人は、会計監査人監査は該当がなく、定期評議員会では承認手続きが必要。

Q5 閲覧と公表の対象書類はどのように定められましたか？

A5 公開制度は、閲覧と公表の2つの制度からなり、改正の施行日は平成28年4月1日とされ、すでに施行されています。

閲覧とは、事務所で閲覧に供すること等であり、下記の書類が対象となります（法第59条の2第1項）。

- ※1 社協においては、社協モデル経理規程表であり、上記の閲覧対象書類のうち「公表」と記載された書類が対象となります（法第59条の2第2項）。
- ※2 会計監査人を設置した法人のみで原則として評議員の承認を得ることと定めている
- ※3 会計監査人の監査意見が適正意見である場合

●執筆者プロフィール

渡部 博 氏

（公認会計士 渡部博事務所 所長）

主な著書に「新社会福祉法人会計基準の実務／社協編」「新社会福祉法人会計基準への移行実務」等がある。また、「財務管理講座（全国社会福祉法人経営者協議会）」や「社会福祉施設長資格認定講習課程」（中央福祉学院）等の講師を務める。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表（公表）
- ④ 収支計算書（公表）
- ⑤ 監事意見を記した書面
- ⑥ 現況報告書（公表）
- ⑦ 定款（公表）
- ⑧ 役員報酬基準（公表）
- ⑨ 事業計画書

# 社協活動最前線

鈴鹿市  
社会福祉協議会

多文化共生をめざし  
外国籍住民とともに  
取り組む市民活動



鈴鹿サーキットには国内外から多数の観戦客が訪れる

鈴鹿市社協では、地域に暮らすさまざまな国の人たちと一緒に、住みよい町づくりに向けた取り組みをすすめている。活動の中心を担う市民グループ「鈴とも」には、在日ブラジル人をはじめ、外国人メンバーが多く在籍する。「陽気に楽しく」をモットーとした活動は、国籍の違いを超えて人々を巻き込み、広がりを見せていている。

## 社協データ

【地域の状況】(平成 28 年 9 月 30 日現在)

人口	200,532 人
世帯数	83,695 世帯
高齢化率	23.5%
外国人数	7,011 人

【社協の概要】(平成 28 年 5 月末)

理事	15 人
評議員	33 人
監事	2 人
職員数	160 人 (正規職員 57 人、嘱託職員 29 人、パート職員 74 人)

## 主な事業

- 地区社協活動の推進
- 小地域ネットワーク活動の推進
- ふれあいきいきサロン事業
- ボランティアセンター事業
- 福祉教育推進事業
- 介護保険・障害者自立支援事業
- 成年後見事業
- 認知症初期集中支援事業
- 多文化共生推進事業

## 多文化共生社会をめざす きっかけ

鈴鹿市には、現在約 7 千人の外国人が居住しており、なかでも、市内の自動車関連工場で働く日系ブラジル人やその家族が多く生活している。在住期間が 10 年、20 年以上と長期間にわたる方に入る中で、鈴鹿市社協において彼らの存在や生活課題に注視したのは、リーマンショック以降であったという。市社協の渥美秀人事務局長は次のように振り返る。

「世界的な不況により、生活福祉資金貸付制度への申請件数が急激に増えましたが、うち 1 割が外国籍の方でした。当時、市内在住の外国人は約 1 万人、全人口の 5 % を占めており、社協の第二次地域福祉活動計画（平成 22 年～26 年）を策定するうえで、彼らの意見は不可欠であると私たちを考えました」

（平成 21 年度に立ち上げた多文化共生に関する協議検討会（以下、検討会）では、地域福祉関係者とともに 4 名の日系ブラジル人がメンバーとして参画し、協議を重ねていった。その結果、地域福祉活動計画の柱のひとつとして「さまざまな国の人たちと住みよいまちづくり」が掲げられ、検討会を基に市民グループ「鈴とも」を結成して、多文化共生社会の実現に向けた具体的な取り組みをすすめることになった。

鈴ともは、活動を企画するだけでなく、自分たち自身で具体的な活動をすすめたいという、検討会の思いが受け継がれ結成された。市社協の職員もメンバーとして参加しているが、コアメンバーとなる外国人や日本人が活動しやすいようサポート役を担っている。毎月開催される定例会議では、ブラジル人をはじめ、中国、フィリピン、米国など、市内に住むさまざまな国籍の人たちが集い、時に文化や価値観の違いから互いの意見がぶつかりながらも、一緒に楽しく交流するための活動について話し合っている。これまで社協が取り組んできた地域福祉活動とは異質なものであると、地域福祉課グループリーダーの小川直大さんは語る。

「例えばサロン活動を行う時でも、『例えればサロン活動を行った時でも、』」  
外国人の皆さんは自分たちが楽しみたいという思いが強くあって、クイズがあり、各国の美味しい料理あります。この活動では、まずは皆さんに楽しんでいただくことで、活動に振り向いてもらうことが大切です。私たち社協のスタッフは、ユニークなコスチュームを着て司会をしたり、参加者と一緒にサンバを踊ったりして、盛り上げ役に徹することから始めました」

参加者同士は、定例会議やイベントを通じて楽しく語り合っていくうちに、互いに生活上の課題や悩みを打ち明け、自然と理解が深まつていったという。こうしたなかで、自分たちが住む鈴鹿の町をもっと知りたい、という声からバスツアーが企画され、子育てに悩む母親たちの声をもとに、多国籍の外国人親子が集う「国際子育てサロン」が生まれた。

三重県の北部に位置する人口 20 万の市。市内には本田技研工業の鈴鹿製作所があるため、関連の自動車部品工場も数多い。F1 の日本グランプリやオートバイの 8 時間耐久レースなどが開催される鈴鹿サーキットで有名な土地であり、日本のモータースポーツの聖地とも言われている。



国際交流イベントに参加した鈴とものサンバチーム

近年は、長引く不況を背景に、市内在住の多くの外国人が介護事業に従事している。鈴ともの会議でもそのことが話題となり、介護に関する言葉や職場でのコミュニケーション不足に悩む外国人が多いという報告があった。市社協では平成 23 年度から「介護ヘルパー アミーゴ教室」を開催。外国人の介護職を対象に、外国人には理解しにくい支援上の概念や考え方などを講義・実技を通して伝え、好評を得た。

また、当初、活動の準備は主に社協職員が行っていたが、活動をするうために、メンバー自身が協力しながら準備し、運営するようになつたという。平成 27 年度からは、市内の老人ホームや児童養護施設を訪問して実施するサロン活動も始まつている。経緯について、小川さんは次のようにいう。

「クリスマスに開催するサロンは、自分たちが楽しむために行われていますが、今度は児童養護施設の子

どもたちを楽しませたい、という声が出てきました。メンバーは自分たちで出し物を考え、手づくりのお菓子を用意し、ゲームの景品やおもちゃを買う資金は企業や個人からの寄付により貰いました。SNS を活用して協力を呼びかけて、毎回 40 人以上も参加者が集まっています。彼らのパワーにはいつも驚かされます。地域とつながろうとする思いが表れていて、私たちには思いつかないようなダイナミックな発想です」

## 介護福祉士試験対策講座の実施

近年は、長引く不況を背景に、市内在住の多くの外国人が介護事業に従事している。鈴ともの会議でもそのことが話題となり、介護に関する言葉や職場でのコミュニケーション不足に悩んでいた。市社協では平成 23 年度から「介護ヘルパー アミーゴ教室」を開催。外国人の介護職を対象に、外国人には理解しにくい支援上の概念や考え方などを講義・実技を通して伝え、好評を得た。

## 防災を通した地域共生社会の実現

鈴ともの活動によって、多文化共生社会の実現への理解は、関係者の間では非常にすんなりと市社協では考えている。今後の課題は、こうした流れを一般住民にも広めていくことである。

「イベントに参加することで、外国人ご自身が、地域における災害時の役割を認識していただきたいです。災害弱者である障害者や高齢者へのサポート役を担うことができれば、地域とのつながりがきっと今よりも深まるはず。そうすれば周りも地域の一員として彼らの存在に気づき、いざというときに力を貸し合える関係が生まれると思うのです」と、渥美事務局長は展望を語る。

鈴鹿市における多文化共生の取り組みは、外国人が多く居住する他地区においても参考になることが多いはずである。今後のさらなる発展が期待される。

平成 25 年度からは、さらにスキルアップをねらう外国人の介護職を対象に、介護福祉士試験対策講座を開催している。国家試験では、日本人と同じ筆記試験が課されるが、この講座では外国人向けの専用テキストを使い、月 2 回・10 か月間（平成 28 年度は 4 か月間）にわたり、福祉制度や介助の仕方、医療知識などを通訳付きで学ぶことができる。講師は、社会福祉士、看護師の資格をもつ鈴ともメンバーがボランティアで担当している。

初年度は 23 名の方が講座に参加し、1 名の方が介護福祉士の資格をみごとに取得したが、資格取得のハードルは非常に高い。一方、参加者からは、講座を通して同じ目的で集まる仲間ができ、手料理を持ち寄ったり、仕事や生活の悩みを相談し合うなど、交流を深める貴重な機会になつていいという声も聞かれる。

市社協では、今後、外国人防災講座の開催を企画している。万一、災害が起こった時に、地域住民の一人として何ができるのか、外国人の方にも一緒に考えてもらうことが目的である。講座では、AED の使い方など救命に関する実技講習や、有事の際の行動や避難所の説明などを行うほか、防災に関する多言語ハンドブックやカードの存在について理解を深める。もちろん、ここでも楽しむ要素は欠かさない。講座の前半では、防災に関するクイズなどを盛り込み、参加者が楽しむための工夫を考えている。

# 災害に備える地域づくり

## 市川市社会福祉協議会（千葉県）② 災害時初動マニュアルの作成と活用

第10回

市川市社会福祉協議会（千葉県）②

市川市では、平成20年以降、行政が災害時の要援護者の名簿「避難行動要支援者名簿」を整備して地域の関係者で情報共有を図るとともに、市川市民福祉協議会（以下、市社協）が市民児童委員協議会（以下、市民児童委員協議会）が日頃の活動で把握した地域の要援護者の情報を「災害マップ」としてまとめてきた。前号では、市川市社会福祉協議会（以下、市社協）が市民児童委員協議会（以下、市民児童委員協議会）が日頃の活動で把握した地域の要援護者の情報を「災害マップ」としてまとめた経緯を紹介した。

災害時初動マニュアルの作成

災害マップを作成し、要援護者の名簿を整理していく中で見えてきたのは「民生委員・児童委員として、災害時に何をすべきか」ということであった。各地区の民児協から多くの声があり、毎月開催される民児協の会長会の中に災害マニュアル作業部会を設立。東日本大震災での対応も検証し、協議を重ねながら、平成24年度に発災後3日間の民生委員・児童委員活動を整理した災害時初動マニュアル（以下、マニュアル）を作成した（図）。

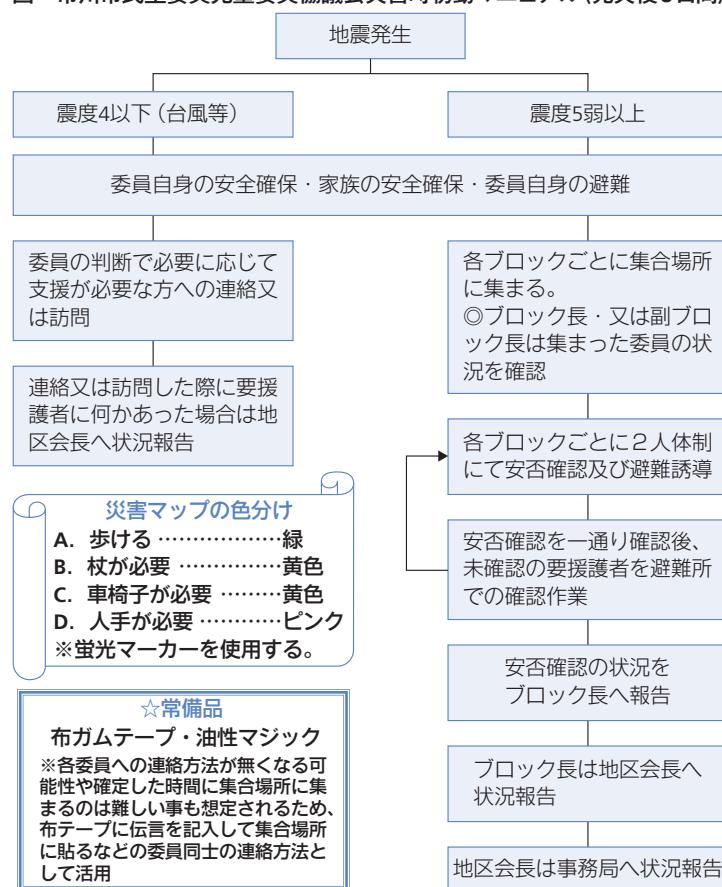
市川市では、平成20年以降、行政が災害時の要援護者の名簿「避難行動要支援者名簿」を整備して地域の関係者で情報共有を図るとともに、市川市民福祉協議会（以下、市社協）が市民児童委員協議会（以下、市民児童委員協議会）が日頃の活動で把握した地域の要援護者の情報を「災害マップ」としてまとめてきた。前号では、市川市社会福祉協議会（以下、市社協）が市民児童委員協議会（以下、市民児童委員協議会）が日頃の活動で把握した地域の要援護者の情報を「災害マップ」としてまとめた経緯を紹介した。

マニュアルでは、各地区内をブロック分けし、各ブロックにブロック長、副ブロック長をおき、発災時には各委員の状況の確認と把握を行う。続いて、要援護者の安否確認・避難誘導を2人体制で行い、確認ができるいない要援護者を再度避難所等で確認し、各ブロック長へ報告。ブロック長が地区会長へ報告し、地区会長は事務局である市社協へ報告することとしている。

市社協では、市民児協とは別に災害時行動マニュアルを作成しているが、このなかでも、各地区の民児協会長との連携を位置づけており、民生委員・児童委員の安否確認・状況確認などの情報の共有を行う体制をとっている。

災害時に災害マップやマニュアルを活かすため、市社協では、行政と連携した要援護者の確認や各委員に求められる対応などについて、市民児協の研修会や各地区の民児協などで説明を繰り返し行い、災害時にどう行動するのかについて理解を深めてきた。市の総

図 市川市民生委員児童委員協議会災害時初動マニュアル（発災後3日間）



合防災訓練においても、マニュアルに沿った委員同士の安否確認、要支援者の避難誘導、状況報告の連絡等を行い、市社協で立ち上げる災害ボランティアセンターとの連携も確認している。その結果、災害に対する各委員の意識も「何かあつたら対応する」から「必ずこの対応をする」に変わってきたいると感じる。

本年は民生委員・児童委員の一斉改選が12月にあるため、新委員を含めた対応の周知が課題となる。「災害マップやマニュアルがあるから大丈夫」といふことではなく、委員一人ひとりが地

域を回り、情報や課題を共有してきた。これからも民児協をはじめ、地域で活動する多くの関係機関や団体との連携を強化し、今まで以上に災害時に強い地域づくりをめざしていきたい。

市社協では、地区社協と民児協のエリアが重なる点を活かして、地区担当の職員が民生委員・児童委員と一緒に点検・見直しが求められている。

**全国社会福祉協議会 中央福祉学院  
社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程）  
春期コース 2017（平成 29）年度 受講者募集**

受講期間：2017（平成 29）年 4 月～  
2018（平成 30）年 3 月

学習内容：自宅学習による答案作成（16 科目、年 4 回提出）と、ロフォス湘南で開催する面接授業（5 日間）により行います。また、修了見込者に対しては修了テストを実施します。

受講料：87,400 円（テキスト・教材費、面接授業料、添削指導料を含む。消費税込額）  
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途

受講資格：  
 ①社会福祉事業（社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業）の届出をした施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所に従事していること  
 ②受講期間中、お申し込み時の所属法人に勤務していること

③業務と並行して受講することについて所属長の承認が得られること

申込締切：平成 29 年 1 月 31 日（火）【当日消印有効】

※定員に達した場合は、募集を打ち切ることがあります

申込方法：「受講案内・申込書」は、中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/> よりダウンロードまたは、下記問い合わせ先までご請求下さい。お申し込みの際には、所属長名のご記入および所属長公印を押印のうえ郵送にてお申し込みください。

問合せ先：社会福祉法人全国社会福祉協議会

中央福祉学院 社会福祉主事係

〒 240-0197

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355 FAX 046-858-1356

中央福祉学院ホームページ

<http://www.gakuin.gr.jp/>

**平成 28 年度  
地域の福祉力セミナー**

本セミナーは、住民が自ら「地域の福祉力」を育み、地域福祉課題の解決に取り組むプロセスをいかに社会福祉協議会がサポートしていくことができるか、その視点や手法について研究・協議することを目的に開催するものです。

ニッポン一億総活躍プランなどを背景に、地域共生社会の実現に向けて住民主体の仕組みづくりや、多機関の協働による包括的支援のあり方等の検討が行われています。本年度は「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の構成員をむかえ、社会福祉協議会の役割やその可能性を見つめつつ、「地域の福祉力とは何か」を考えます。

**<プログラム概要>**

シンポジウム（150 分）

「地域共生社会の実現に向けて

～地域力強化検討会から見えてきたもの～」

実践報告（120 分）

「地域の福祉力における社会福祉協議会

～実践から考える社協の役割と可能性～」

日 時：平成 29 年 1 月 22 日（日）9:50～15:30

会 場：図書館交流プラザ 1 階ホール  
(愛知県岡崎市)

主 催：全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

協 力：「第 10 回全国校区・小地域福祉活動サミット  
IN おかざき・西三河」実行委員会

参 加 費：5,000 円

参加対象：市区町村社協における地域福祉推進部門を担う職員、地区社協のリーダー層、都道府県・指定都市社協職員 等

定 員：250 名（申込書先着順）

※詳細については、下記ホームページに開催要綱を掲載する予定です。

<http://www.zcwvc.net/>

編集後記

東京都心で初雪を観測しました。  
11月としては 54 年ぶりの初雪となるそうですね。通勤途中にすれ違った犬が、寒そうに歩く人たちを不思議そうに見つめていたのが印象的でした。犬が靴を履くことはありませんが、足は冷たくないのでしょうか・・・。

さて、気づけば今年も残すところ

あと 1 ヵ月となってしまいました。今年は時間の流れが特に早くて本当に驚いています。やらなければならないことも、周りの皆さんに助けられるばかりで焦ってしまいます。皆さんもそれぞれの状況があるかと思いますが、来年に向けて頑張りましょう。（志）

2016 年 12 月号 平成 28 年 12 月 1 日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／桐畠 弘嗣

編集人／高橋 良太

定価／216 円（本体価格 200 円）

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

# 明日への一步

～ノーマインタビュー～

INTERVIEW #07

## 人のネットワークを 地域づくりに活かす



やま きわ あつし  
山際 淳氏

日本生活協同組合連合会  
組織推進本部 福祉事業推  
進部 部長

### 日本生協連の役割について教えてください。

日本生協連では、会員として加入している全国の生協への事業および会員支援として、CO・OP商品の開発や社会的な活動支援を行っています。私たちは、2020年へ向けたビジョンとして「私たちは、人と人とがつながり、笑顔があふれ、信頼が広がる新しい社会の実現を目指します。」を掲げ、その実現のための重点計画として、①安心してくらせる地域社会づくりへの参加、②商品力の強化を通じた組合員のくらしと生協の経営への貢献、③生協の未来を担う人材の確保と育成、を位置づけ、全国の生協と力を合わせて取り組むこととしています。

また、災害時には被災地の生協が事業をいち早く再開させ、地域に商品を継続して供給する役割を發揮します。そのほかにも、被災地でサロン活動に取り組んだり、被災地で新商品開発を行うことで、現地の生産者や農家を支援し、地域産業の復興支援にも取り組んでいます。

### 生協は全国で地域づくりにも取り組んでいますが、どのような取り組みをされていますか。

生協では組合員へ商品を届ける「宅配事業」の強みを活かして高齢者を支える「地域見守り活動」に取り組んでいます。同じ職員が同じ曜日、同じ時間に訪問をしていることで、些細な異変にも気づきやすくなります。少しでもおかしいと感じたら、それを本部に連絡し、本部から自治体や団体の指定連絡先に通報するように、自治体等と協定を結んでいます。

社協は長年地域づくりに取り組んできましたが、地域の団体もそれぞれの理念に基づき、団体のもつ強みを活かしながら多様な地域づくりに取り組んでいます。生活協同組合（以下、生協）も地域に根ざした活動を展開してきた組織です。今号では、全国の生協の連合会である、日本生活協同組合連合会（以下、日本生協連）の山際さんにお話をお聞きしました。

聞き手：全国社会福祉協議会 地域福祉部

さらに、生協職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施することで、認知症の人への支援方法を身につけるほか、異変に気づくという視点も学んでいます。

実際の見守り活動により、全国の生協で年間数千件の通報があり、一命を取り留めたという例も多数あります。

また、高齢者や子育て中の家庭の困りごとを支援する「くらしの助け合い活動」にも長年取り組んできました。これまで、支援は組合員同士で行うことを基本としていましたが、地域づくりにより積極的に参加するため、現在では組合員でない地域住民も広く受け入れる動きが広がってきています。今後は仕事を退職された男性が地域で増えますので、男性の力を活かせる活動の場づくりもすすめていきたいです。

### 社協への期待がありましたらお聞かせください。

社協は地域のネットワークづくりや介護保険の新しい総合事業、生活困窮者支援等地域づくりに取り組んでこられました。地域づくりのノウハウは社協の強みではないでしょうか。生協も地域づくりに取り組んでいますが、組織内での自己完結になりやすいという面があります。そのため、社協から生協に声をかけていただき、ぜひ地域に引っ張り出していただきたいです。生協は人的なネットワークが強みですので、地域づくりに役立てられることが多いはずです。現に、生協と社協が連携している地域もみられます。今後はこれまで以上に連携して地域づくりの取り組みをすすめたいと考えています。